

料金一覧

令和2年10月1日

特養

※但し制度改正により金額が変更となることがあります

※「従来型個室」と「多床室」の料金の違いは、〔施設サービス費〕と〔居住費〕の料金の違いです。

「従来型個室」

(単位:円)

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象								介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	精神科医師療養指導	機能訓練加算	口腔衛生管理体制加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階	559	4	13	14	36	5	12	30	320	300	1,293	38,790	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階									420	390	1,483	44,490	
	第3段階									820	650	2,143	64,290	
	第4段階									1,171	1,392	3,236	97,080	
要介護2	第1段階	627	4	13	14	36	5	12	30	320	300	1,361	40,830	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階									420	390	1,551	46,530	
	第3段階									820	650	2,211	66,330	
	第4段階									1,171	1,392	3,304	99,120	
要介護3	第1段階	697	4	13	14	36	5	12	30	320	300	1,431	42,930	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階									420	390	1,621	48,630	
	第3段階									820	650	2,281	68,430	
	第4段階									1,171	1,392	3,374	101,220	
要介護4	第1段階	765	4	13	14	36	5	12	30	320	300	1,499	44,970	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階									420	390	1,689	50,670	
	第3段階									820	650	2,349	70,470	
	第4段階									1,171	1,392	3,442	103,260	
要介護5	第1段階	832	4	13	14	36	5	12	30	320	300	1,566	46,980	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階									420	390	1,756	52,680	
	第3段階									820	650	2,416	72,480	
	第4段階									1,171	1,392	3,509	105,270	

※看取り体制加算算定について

(常勤1名以上配置し、看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保。

看取りに関する指針を定め、入所の際に説明と同意を得ていること。

看取りに対する指針の策定、研修の実施、介護計画書の作成と説明、同意を得ている。)

看取り介護体制加算Ⅰ		1日につき	療養食加算
死亡日以前4日以上30日以下		144円	医師の指示箋にもとづく食事を提供した場合
死亡日の前日及び前々日		680円	6円/1回につき
死亡日の当日		1,280円	
理容代	実費	医療費	診療・薬代実費
日用品	個人購入(実費)	教養娯楽費	本人希望のもの(実費)

※2または3割負担の方

65歳以上の方で、合計所得金額が160万円以上の方です。(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上、もしくは同一世帯の65歳以上の年金収入とその他合わせた金額が346万円以上)

詳しくは、市役所健康長寿課に負担割合についてお問い合わせ下さい。

「多床室(相部屋)」

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象								介護保険給付対象外		利用者負担分		介護職員処遇改善加算Ⅱ
		施設サービス費	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅰ	栄養マネジメント加算	日常生活継続支援加算Ⅰ	精神科医師療養指導	機能訓練加算	口腔衛生管理体制加算	居住費	食費	合計(1日)	30日間利用	
要介護1	第1段階	559	4	13	14	36	5	12	30	0	300	973	29,190	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階									370	390	1,433	42,990	
	第3段階									370	650	1,693	50,790	
	第4段階									855	1,392	2,920	87,600	
要介護2	第1段階	627	4	13	14	36	5	12	30	0	300	1,041	31,230	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階									370	390	1,501	45,030	
	第3段階									370	650	1,761	52,830	
	第4段階									855	1,392	2,988	89,640	
要介護3	第1段階	697	4	13	14	36	5	12	30	0	300	1,111	33,330	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階									370	390	1,571	47,130	
	第3段階									370	650	1,831	54,930	
	第4段階									855	1,392	3,058	91,740	
要介護4	第1段階	765	4	13	14	36	5	12	30	0	300	1,179	35,370	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階									370	390	1,639	49,170	
	第3段階									370	650	1,899	56,970	
	第4段階									855	1,392	3,126	93,780	
要介護5	第1段階	832	4	13	14	36	5	12	30	0	300	1,246	37,380	介護職員処遇改善加算Ⅱ
	第2段階									370	390	1,706	51,180	
	第3段階									370	650	1,966	58,980	
	第4段階									855	1,392	3,193	95,790	

◆利用者負担段階について

第1段階	市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者・生活保護受給者
第2段階	市町村民税世帯非課税(公的年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方)
第3段階	市町村民税世帯非課税(利用者負担第2段階に該当しない方)
第4段階	利用者負担第1段階、第2段階、第3段階のいずれにも該当しない方(市町村民税本人非課税、本人課税等)

※但し、上記に含まれる方でも、預貯金が100万円(配偶者がある場合は200万円)を超える方は対象外となります。

要介護1または2の方の入所について

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日以降の特別養護老人ホームへの入所については、居宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能に重点化され、新規入所者は、原則介護度3以上に限定されることになりました。要介護1または2の方については、やむを得ない事情により介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、施設ごとの設定している入所判定会議を経て、特例的に認められることがあります。